

第8章 良好な景観舞台づくりに向けて

古河市景観計画

- 8-1 良好な景観舞台づくりに向けた基本的な考え方
- 8-2 市民、事業者、市の責務の明確化と連携による景観形成
- 8-3 積極的な情報発信
- 8-4 景観まちづくりを推進する体制の構築
- 8-5 公共施設整備における先導的な景観形成の推進
- 8-6 既存の景観資源や各種法制度等を活用した良好な生活の舞台づくり
- 8-7 広域景観行政の推進

8-1 良好な景観舞台づくりに向けた基本的な考え方

(1) 全庁的な取り組みとして総合的な景観政策の推進

本市の景観は、道路や公園などの公共施設をはじめ、市民の生活の場である住宅、事業活動が営まれている商業施設や工場、生業の場として受け継がれてきた農地や樹林地など、様々な要素をもとに形成されています。

こうした要素を育むことは、中心市街地をはじめとする商業の活性化、観光振興、生業としての農業振興、文化としての祭礼や食文化の伝承等、様々な分野の振興につながります。

こうしたことから、古河市総合計画で定めた都市づくりの目標である「風格と希望に満ちた“いきいき古河”」を目指し、都市政策や建築政策だけでなく、商工、観光、農政等の産業政策、環境政策、教育政策、文化財政策、福祉政策など多岐にわたることから、全庁的な取り組みとして総合的な景観政策を推進します。

(2) 景観づくりの指針の遵守

本市では、古河市景観計画の策定に併せ、古河市景観まちづくり市民ワークショップ等による主体的な市民の意見をもとに、古河市の景観づくりに対する基本的姿勢、市民、事業者、行政の三者が協働で景観づくりに取り組むための指針となる景観づくりの指針を策定します。

本市で生活を営む市民、事業活動を行う事業者、市及び国等の関係機関は、景観づくりの指針に示された事項を遵守するよう努め、良好な景観舞台づくりを進めなければなりません。

(1) 市民、事業者、市の責務の明確化

① 市民の責務

市民は、自らが良好な生活の舞台となる景観づくりの主役であることを認識し、古河の良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力することが求められます。

② 事業者の責務

事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力することが求められます。

③ 市の責務

市は、古河市景観条例に定める基本理念にのっとり、国、県等、市民、事業者との適切な役割分担と協働のもと、良好な生活の舞台となる景観づくりを図るための施策を総合的に策定し、実施しなければなりません。

また、施策の策定及び実施にあたっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければなりません。

さらに、良好な景観に関する啓発及び知識の普及を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(2) 三者の連携による景観形成の推進

古河市総合計画に示す基本目標の実現に向けて、市民の誰もが誇りや愛着を持てるよう、本市の貴重な自然を生かし、周辺環境と調和した魅力ある景観や歴史、文化を醸し出す街なみづくりを進めていくほか、市民、事業者、行政が一体となって取り組む仕組みや制度づくりを進めていきます。

(1) 表彰制度の創設

生活の舞台となる古河の景観づくりに向けて、景観まちづくりの意識の醸成を図るために、景観形成の活動を行う市民や組織をはじめ、良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物、広告物その他の物件、及び物件の所有者、設計者又は施工者等を表彰する制度の創設を進めます。

(2) 市民等への積極的な情報発信

市は、市民及び事業者に対し、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及を図るため、広報活動、情報提供などを積極的に展開します。

また、今後の景観計画の策定、変更等に際しては、パブリックコメント等を実施し、広く市民等から意見を聴くとともに、景観形成重点地区や景観形成重点路線の追加等にあたっては、地区住民等の意見を反映させるための措置として、地区住民を対象としたワークショップ等を開催するなどの措置を講じるものとします。

(3) 設計業者、建設業者等への情報発信

景観法に基づく景観計画制度を運用する場合には、市全域及び重点地区、重点路線において一定規模以上の建築物の新築等、工作物の新設等を行う際には、建築行為に着手する 30 日前までに景観法に基づく行為の届出を行わなければなりません。

また、景観法に基づく行為の届出以前に、古河市景観条例に基づき建築計画等の内容について、景観担当課と事前に協議（相談）をしなければなりません。

こうした新たな景観行政について、当面は、市民、設計業者、建設業者、宅地建物取引業者等に対し周知を図ることが必要であるため、市公式ホームページや広報古河はもとより、様々な媒体を活用し、積極的な情報発信を行います。

8-4 景観まちづくりを推進する体制の構築

(1) 古河市景観審議会の設置

良好な景観舞台づくりを進めるため、市の付属機関として古河市景観審議会を設置します。

古河市景観審議会は、本市に関わりの深い学識経験者や市民、事業者、国等の関係機関などで構成し、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から景観舞台づくりに取り組んでいけるよう、古河市景観計画や古河市景観条例に定める重要な事項等を調査・審議します。

(2) (仮) 古河市景観アドバイザー制度の創設

景観法及び古河市景観条例に基づく行為の事前協議（相談）制度や届出制度において、古河市景観計画に定める景観形成基準との適合状況に関して、適切な技術的な助言を柔軟に行うために、(仮) 古河市景観アドバイザー制度の創設を進めます。

(3) 古河市都市計画審議会との連携

古河市景観計画の策定・変更にあたっては、景観法第9条第2項に基づき、都市計画審議会の意見を聴かなければならない旨が規定されています。

また、行為の届出対象行為が一定規模を超える開発行為や、重点地区・重点路線については、原則として、全ての建築行為の届出を義務づけるほか、景観行政は土地利用の規制誘導方策とも密接な関わりを有することから、古河市都市計画審議会との役割分担の明確化と連携を図ります。

(4) 古河市環境審議会との連携

古河市景観計画は、景観法第8条第6項に基づき、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基本計画との調和が保たれることが求められることから、古河市環境審議会との連携を図ります。

(5) 国、その他の公共団体、公共的団体への積極的な協力要請

本市は、国、その他の公共団体、公共的団体等の関係機関が行う道路、公園、河川等の整備・改修等の事業をはじめ、公共建築物の建築・改修等についても、良好な景観形成について、積極的に協力を要請するものとします。

(1) 公共建築物における良好な景観形成を図る仕組みづくり

本市には、市役所、図書館、公民館、福祉施設、小・中学校などの市が管理する公共建築物をはじめ、茨城県が管理する保健所や専門学校、高等学校、国が管理する自衛隊施設、税務署、河川事務所等、多数の公共建築物が立地しています。

公共建築物は、一般に規模が大きく、多くの人々に利用され、本市の景観形成に与える影響も大きいことから、先導的に良好な景観形成を図ることが求められています。

これまで学校施設や地域交流センター等の公共建築物の整備に際し、学識経験者に設計監修を依頼するなどし、個別に景観的な配慮事項等を検討してきました。

今後、市の各所管課が公共建築物の新たな整備や改修等を実施しようとする場合において、景観アドバイザーや景観担当課が、公共建築物のデザインに関して事前に協議（相談）を要請できる仕組みを創設します。

また、国や県等の関係機関に対しても、公共建築物の整備や改修等を行う際に、良好な景観舞台づくりに協力を得られるよう、積極的な協力要請を図るものとします。

(2) 景観重要公共施設制度を活用した良好な景観形成

本市には、道路、河川、都市公園等の様々な公共施設が整備されており、これらの公共施設は、建築物や工作物、屋外広告物、森林、農地などともに、本市の景観を構成する主要な要素の一つとなっています。

景観法では、景観計画において景観計画区域における良好な景観の形成に重要な公共施設を景観重要公共施設として位置づけ、整備に関する事項や占用等の許可の基準を定めることで、市や地区の顔となる良好なシンボルロードの整備や公園、河川等の景観整備を市が行いやすくなったり、国や県等の管理者に協力要請を行いやすくなる制度があります。

本市の景観舞台づくりに大きな影響を与える国道や県道、河川等については、国、県等の公共施設管理者の同意を得た上で、良好な景観形成を目指すものとします。

(3) 景観整備事業の推進

これまでポケットパーク整備や電線類地中化事業をはじめ、様々な景観整備を実施してきたことから、これらの良好なストックを景観まちづくりに積極的に活用するとともに、引き続き、計画的に景観整備事業を推進します。

(4) 公募による「通り名」の指定と併せた良好な景観形成

イメージアップと道案内の利便を図るため、市内の幹線道路の通り名称を公募し、指定しています。

こうした通り名の指定と併せた街路樹の整備や道路付帯設備等の景観整備を推進するなどし、良好な景観形成を図ります。

(5) 国等の景観形成ガイドライン等の積極的な活用

近年、国及び関係団体等において、公共事業の実施にあたり景観上配慮すべき事項などを定めた、各種景観形成指針やガイドライン等が策定されています。

これまでの公共事業における景観配慮は、付加価値的に捉えられ、事業計画や設計時において必

要不可欠なものではありませんでした。

しかし、主体的な景観行政を推進する景観行政団体として、公共事業の実施に際しては、こうした既存の景観形成指針やガイドライン等を積極的に活用します。

8-6 既存の景観資源や各種法制度等を活用した良好な生活の舞台づくり

(1) 地域の大切な景観要素を守り、育む

① 文化財保護法等に基づく文化財、天然記念物、史跡等の指定

文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、文化財保護法（昭和25年5月30日）により有形文化財、無形文化財、記念物等に分類され、文化財を守り後世に継承する取り組みが行われています。

本市においても、文化財保護法のほか、茨城県文化財保護条例、古河市文化財保護条例に基づき建造物や史跡、天然記念物等を守る取り組みが続けられていることから、文化財保護法等と連携し、地区の中心的な景観要素として大切に守り、育みます。

▼旧飛田家住宅【国指定】



▼篆刻美術館表蔵棟【国指定】



▼旧中山家住宅【県指定】



◆表-古河市内の指定記念物

指定記念物	指定	所在地	樹木名	指定	所在地
東漸寺のボダイジュ	県指定	仁連	楓 樹	市指定	鷹見泉石記念館
峯家のイチイガシ	県指定	恩名	東光寺の椎	市指定	前林
小蓋宮の大ケヤキ	市指定	東三丁目	サワラ	市指定	東山田公園
八幡神社の大イチョウ	市指定	本町二丁目	ナツグミ	市指定	西間中橋
雀神社の大イチョウ	市指定	宮前町			

② 名木・古木の指定

本市には、旧古河市指定の名木・古木や茨城の名木などとして位置づけられた多数の樹木が存在しています。

こうした古木や巨木の多くは、公共空間から見ることができ、地区のランドマークとして、今まで守り伝えられてきた貴重な財産であることから、景観重要樹木制度などの新たな制度を活用するなどし、所有者の合意を得た上で、積極的に保全します。

◆表一茨城の名木（百選）

樹木名	推定樹齡 (年)	樹高 (m)	幹周 (m)	所在地	特徴等
小蓋宮の大ケヤキ	600	31	7.3	東三丁目	樹勢は旺盛で四方に枝張りがよく樹形も美しい。
長宮神社のシラカシ	200	25	3.7	諸川	長宮神社の神木であり精力的な巨木である。
香取八幡神社のエノキ	150	20	4.7	谷貝	エノキの樹形は均整がとれ、大樹の歴史と風格を感じさせ、春の芽吹きも見事である。

資料：『茨城の名木・巨樹』（茨城県林業技術センター）

(2) 既存の制度等を活用した良好な景観形成

① 茨城県まちの違反広告物追放推進制度

金融広告や風俗関連広告を中心とした「はり紙」や「立看板」が、一部電柱等の禁止物件に表示されており、条例の目的である美しいまちの景観や自然景観の維持にとって大きな障害となっています。

こうした違反広告物は、市を中心に除却を行っていますが、はがしてもすぐ貼られるような状況であることから、美しいまちの景観や自然景観を守るため、地域の住民の団体（町内会、商店会、防犯協会、PTA、まちづくり団体、NPO等）の方々が自主的に違反広告物の除却を行う「茨城県まちの違反広告物追放推進制度」を実施しています。

古河市では現在、10の認定ボランティア団体が活動していることから、今後も、こうした団体の協力を得ながら、美しい景観舞台づくりを推進します。

(3) 他法令の諸制度を活用した良好な景観舞台づくり

① 建築協定制度を活用した景観舞台づくりの推進

建築協定は、土地の所有者全員の合意によって、建築基準法等で定められた建築物に対する最低限度の基準に一定の上乗せ基準を設け、市長の認可を受けた上で、土地の所有者が互いにルールを守りあいながら、住宅地としての地区の環境を保全、創出する制度です。

本市では、次の3地区で建築物等に対するルールを定めた協定が締結されており、良好な景観が形成されています。こうした地区の特性を生かした個性ある景観舞台づくりを促進します。

▼鴻巣北ノ内団地地区



▼コモンステージ古河



▼けやき平



② 地区計画制度を活用した良好な景観舞台づくりの促進

地区計画は、都市計画法に基づき住民に身近な地区レベルを対象に、良好な住宅地等の環境を形成するための手法で、それぞれの地区の特性を踏まえた上で、地区住民等の意向を反映しつつ、建築物の用途・形態・意匠等に関する制限をきめ細かに定めるとともに、道路・公園等の公共施設の配置及び規模等についても総合的・一体的に計画する制度です。

本市では、古河駅東部地区、旭町一丁目地区、牛谷地区、名崎地区の4地区において地区計画が定められており、この地区内で建築行為を行おうとする場合には、壁面の位置や建築物の形態・意匠、かき、さくの構造等が地区計画の内容に適合しているか、事前に市長に対し届出することが必要となっています。

こうした都市計画法等の制度の活用を促進し、良好な景観舞台づくりを促進します。

8-7 広域景観行政の推進

本市の景観は、市の区域内で完結するものではなく、遠く富士山や日光連山、筑波山への眺望景観をはじめ、利根川や渡良瀬遊水地などの市域を越えて形成される広域的な景観もあり、これらの広域的な景観資源は、周辺自治体とともに一体的に景観誘導を図ることが重要です。

こうしたことから、近隣自治体や茨城県、国等との連携を図りながら広域景観行政を推進します。